

アマミノクロウサギの傷病救護及び普及啓発等の推進に関する連携協定書

第1条 目的

この協定は、別途定めた「アマミノクロウサギの傷病保護個体の取扱方針」（令和4年11月11日 奄美群島国立公園管理事務所決定）をもとに、アマミノクロウサギの傷病救護及び普及啓発等に係る各種取組を推進するため、各組織の連携・協力を図るものである。なお、本協定書で扱う個体は野生から保護した個体であり、動物園等で飼育繁殖された個体は含まない。

第2条 定義

この協定における用語については以下の通りとする。

救護・回収：負傷した個体を救護または死亡個体を回収する行為をいう。

治療・リハビリ：生存している救護個体の回復のため投薬、手術、看護等を行い、野生復帰させるための訓練を行う等の一連の行為をいう。

野生復帰：傷病個体の保護・治療後に獣医師の判断により野外に放しても自力で生きていけるとされた場合の放獣を指す。

終生飼養個体：傷病個体の治療及びリハビリを経ても野生復帰が困難と獣医師の判断のもと関係者が合意した個体のことをいう。

普及啓発：本種の生態や保全に関する情報を広く周知する活動のことをいう。

生体展示：普及啓発の一環として終生飼養個体を展示することをいう。なお、域外で繁殖した個体についてこの協定書では含まない。

第3条 連携事項

各組織は、第一条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

1. アマミノクロウサギの救護・回収、治療・リハビリ、野生復帰、終生飼養個体の管理
2. アマミノクロウサギに関する生体展示をはじめとした普及啓発
3. 上記1、2の取組みにより得られた情報や研究成果の共有・管理
※年に1回程度、関係者間で情報交換を行う場を設定。
4. この他、アマミノクロウサギの保全に必要な事項

第4条 各組織の役割

前条の連携事項を進めるにあたり、各組織の役割を以下の通り定める。

施設名と運営管理者が異なる場合は、施設名（運営管理者）と表記する。

1. 環境省沖縄奄美自然環境事務所

奄美大島及び徳之島における救護・回収、治療・リハビリ対応組織への救護個体の移送、普及啓発の推進、救護要因や死因の情報整理、分析、対策の検討と実施

2. 奄美いんまや動物病院

救護個体の治療・リハビリ、他の組織が行うリハビリに係る助言

3. 奄美野生動物医学センター

救護・回収の補助、救護個体の治療・リハビリ、他の組織が行うリハビリに係る助言

4. アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru（大和村）

救護個体の治療・リハビリ、終生飼養個体の飼育管理、生体展示を含む適正な飼育展示環境と体制の維持確保、島民及び来訪者にむけた普及啓発の推進

5. 徳之島動物病院（株式会社健成）

徳之島における救護個体の治療・リハビリ、他の組織が行うリハビリに係る助言

6. 鹿児島市平川動物公園（公益財団法人鹿児島市公園公社）

終生飼養個体の飼育管理、生体展示を含む適正な飼育展示環境と体制の維持確保、来訪者にむけた普及啓発の推進

第5条 個体の取扱について

アマミノクロウサギの傷病救護個体の所有権及び占有の取扱いは以下の通りとする。

治療・リハビリ中は、環境省に帰属するものとする。野生復帰した個体についてはその権利を放棄するものとする。

野生復帰が困難と判断された終生飼養個体については、関係機関・団体と協議の上、適切な施設に収容する。このとき、終生飼養個体の所有権又は占有を移転させる場合には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の手続きを行う。個体の移動等がある場合には文化財保護法に基づく手続きを適切に行うこととする。

終生飼養個体の生体展示については、生息域である奄美群島内を基本としながら、生体を活用した普及啓発の意義を鑑み、関係機関・団体の間で協議を行った上、適切な施設で実施するものとする。

第6条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、当事者いずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第7条 情報保護

当事者は、この協定に基づく取組を実施するに当たり知り得た情報について、この協定の

期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者間の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

第8条 協議

この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、当事者が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度当事者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、各々1通を保有する。

令和7年4月1日

環境省沖縄奄美自然環境事務所
所長 北橋 義明

鹿児島市
市長 下鶴 隆央

大和村
村長 伊集院 幼

奄美いんまや動物病院
院長 釣谷 圭子

奄美野生動物医学センター
センター長 新屋 惣

徳之島動物病院
院長 井 大成